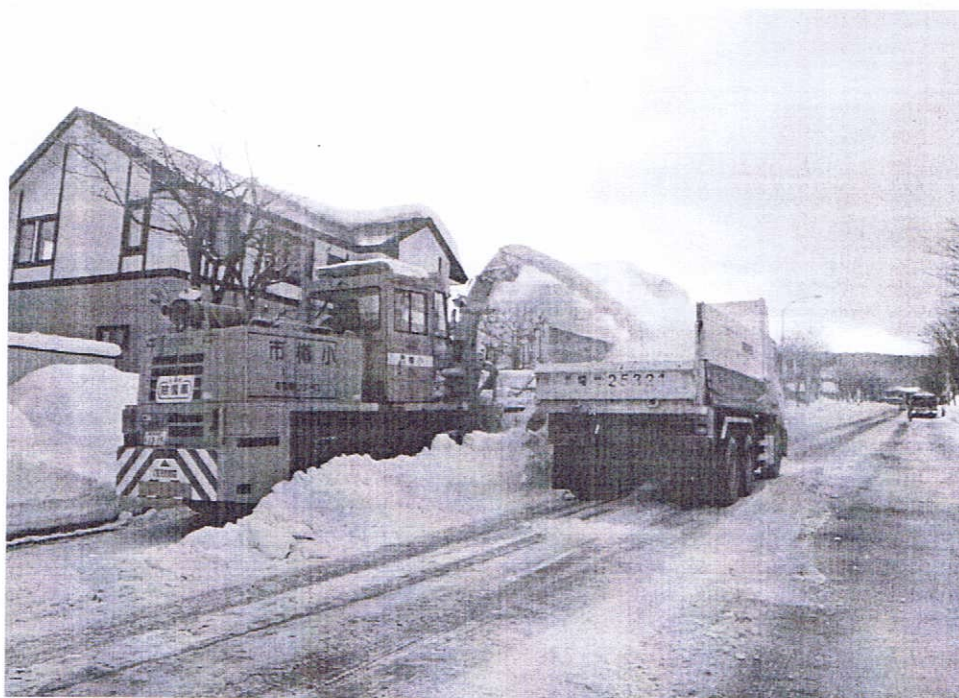


小樽市雪対策基本計画策定

第5回 分科会資料



※幹線道路の排雪作業
(路肩に寄せた雪を、大型ロータリー除雪機で10tダンプへ積込む作業)

令和2年2月

小樽市雪対策基本計画策分科会 (第5回資料)

1	市民との協働による雪対策	… 1
2	地域で支え合う雪対策	… 2
	(1) 生活道路の排雪支援	… 2
	(2) 小型除雪機の購入等支援	… 6
	(3) 雪置場等の確保	… 7
	(4) 福祉除雪等の推進	… 8
	(5) 雪に親しむ冬のイベントへの協力	… 9
3	地域の実情に応じた雪対策	…10
	(1) 地域の実情に応じた除排雪作業の工夫	…10
	(2) 観光に配慮した除排雪の推進	…11
4	重点施策の体系(案)	…12

1 市民との協働による雪対策

行政だけの取組には限界がありますので、今後の雪対策を考える上で、市民との協働の取組が重要と考えています。

その総括的なイメージを図1-1に示します。

「市民、町内会等」、「小樽市社会福祉協議会」、「除雪ボランティア団体等」、「市役所」の4者の連携・協力が必要と考えています。表1-1に現状の取組と今後の方向性案を一覧にしています。

これらの協働の取組については、市と町内会等が一体となって取り組む「地域が支え合う雪対策」と、市が町内会等とコミュニケーションを図りながら取り組む「地域の実情に応じた雪対策」に分けて、計画に位置付けたいと考えております。

図1-1
◆協働の取組（総括イメージ図）

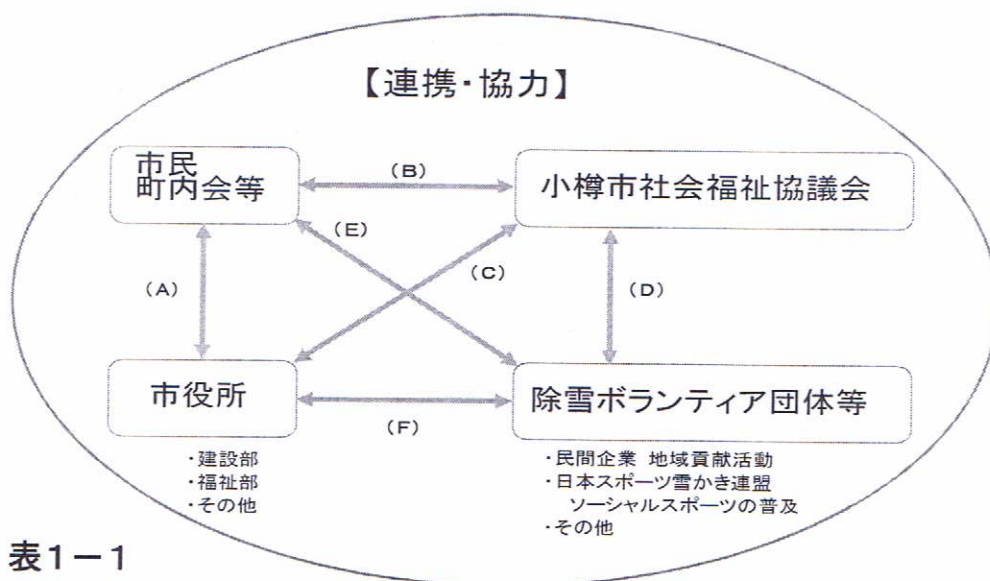


表1-1
【連携・協力】の内容

	現状の取組	今後の方向性(案)
(A)	・貸出ダンプ制度の実施	・生活道路の排雪支援 貸出ダンプ制度の見直しと改善 助成金制度への移行 パートナーシップ制度への移行
	・砂まきボランティアの実施	・小型除雪機の購入等支援 ・雪置場等の確保 情報共有等 ・地域の実情に応じた除排雪作業の工夫
	・福祉除雪(置き雪除雪)の実施 ・ロードヒーティング整備の助成金(歩道)	継続
(B)	・歳末たすけあい義援金(福祉除雪サービス事業の財源) ・福祉除雪サービス事業(玄関先から公道までの除雪等) ・屋根雪下し助成事業の実施(市からの補助金)	継続
(C)	・置き雪除雪(福祉除雪)の情報共有 ・屋根雪下し助成事業への補助金	継続
(D)	・除雪ボランティア体制と人員確保(無償) ※福祉除雪サービス事業	・福祉除雪等の推進 除雪ボランティアの充実 除雪ボランティアのPR活動 有償ボランティア制度の導入検討
(E)	・除雪ボランティア活動 ・国際雪かき選手権の開催	継続
(F)	・観光に配慮した除排雪 ・雪に親しむ冬のイベントへの協力 情報共有等	継続

2 地域で支え合う雪対策

(1) 生活道路の排雪支援

① 現行の「貸出ダンプ制度」の見直し

生活道路の排雪作業を支援する「貸出ダンプ制度」の抜本的な見直しについては、協働の取組として、図2-1に示す3つの選択肢を考えています。

一つ目は、現行の「貸出ダンプ制度」の改善と継続、

二つ目は、町会等の団体が事業主体となる「助成金制度」への移行、

三つ目は、市が事業主体となる「パートナーシップ制度」への移行です。

表2-1に、現行の「貸出ダンプ制度」の見直しについて、各選択肢の比較表を提示します。

図2-1

生活道路の排雪支援の方向性

現行の「貸出ダンプ制度」の見直し

①「貸出ダンプ制度」の改善と継続

②「助成金制度」への移行

③「パートナーシップ制度」への移行

表2-1

現行の「貸出ダンプ制度」の見直し

方向性	作業主体	メリット	デメリット等
貸出ダンプ制度の改善と継続	町内会等団体	① 昭和54年から実施されており、制度の運用に当たっては、作業形態について住民理解が得やすい。	① 積込作業が町会等団体、運搬作業を市が行うため、契約者が違うので、現場施工管理、特に安全管理(交通誘導員の配置等)に配慮が必要となる。
		② 町会等が積込業者を選定するため、地域に密着した(地域の事情に詳しい)民間企業の参入が容易	② 実費精算となるため、市の予算の執行管理が難しい。
助成金制度への移行	町内会等団体	① 一連の作業の契約者が町会等団体となるため、施工業者の現場作業管理(安全管理等)が容易	① 市が助成する費用に、負担割合(6割等)を設定することになり、住民側の負担が増える場合もある。
		② 助成金の上限値が設定されるため、予算の執行管理が容易	② 過度な価格競争が発生すると、安全管理等の現場管理に配慮が必要となる。
		③ 町会等が業者を選定するため、地域に密着した(地域の事情に詳しい)民間企業の参入が容易	
パートナーシップ制度への移行	市	① 一連の作業を市が行うため、現場作業管理(安全管理等)が容易	① 住民側が負担する費用に、上限値(km当り単価等)を設定することになり、市側の負担が増える場合もある。
			② 市側の作業体制が組めない可能性がある。(人員、除雪機械の台数に限りがあるため、再委託禁止条項の緩和が必要)
			③ 生活道路の排雪作業に対する町会等団体の自主性が損なわれる可能性がある。

②費用の負担

限りある予算を有効活用するために、生活道路の排雪支援において、市の負担額に何らかの上限値を設定する必要があるものと考えています。

また、道路以外の雪の排雪（屋根、駐車場等）は対象外ですので、排雪支援にあたってのルールづくりも行っていきたいと考えています。

現行の「貸出ダンプ制度」では、市は排雪作業のうち運搬作業を行っておりますが、全体の費用（積込費、安全管理費、運搬費）に対し、一定の割合（5割～6割等の上限値の設定）による費用負担も考えられます。（図2-2を参照）

参考までに、過去の費用負担額を表2-2に示します。

過去の実績値としては、市の負担割合が全体の約6割となっています。

図2-2



表2-2

貸出ダンプ制度の負担額、割合について

（千円）

年度	項目	地域負担額	公費負担額	計
H28		44,414	69,840	114,254
		38.9%	61.1%	100%
H29		44,799	70,803	115,602
		38.8%	61.2%	100%
H30		32,220	51,433	83,653
		38.5%	61.5%	100%

※「地域負担額」は、利用団体の領収書額を集計したもの

③生活道路の区分

貸出ダンプ制度を利用している生活道路は、市道と私道に区分されます。

市道と私道の状況（延長）は次ページ、表2-3、図2-4のとおりとなっています。

利用箇所の約6割が市道、約4割が私道であり、本市の道路状況を考慮すると、今後も私道の排雪支援を行う必要があるものと考えています

図2-3

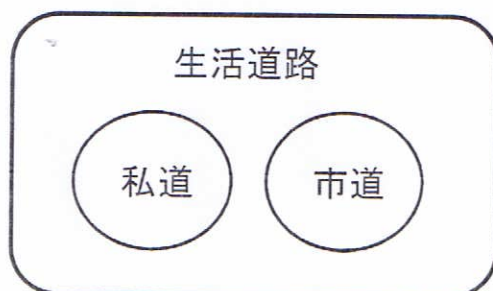


表2-3

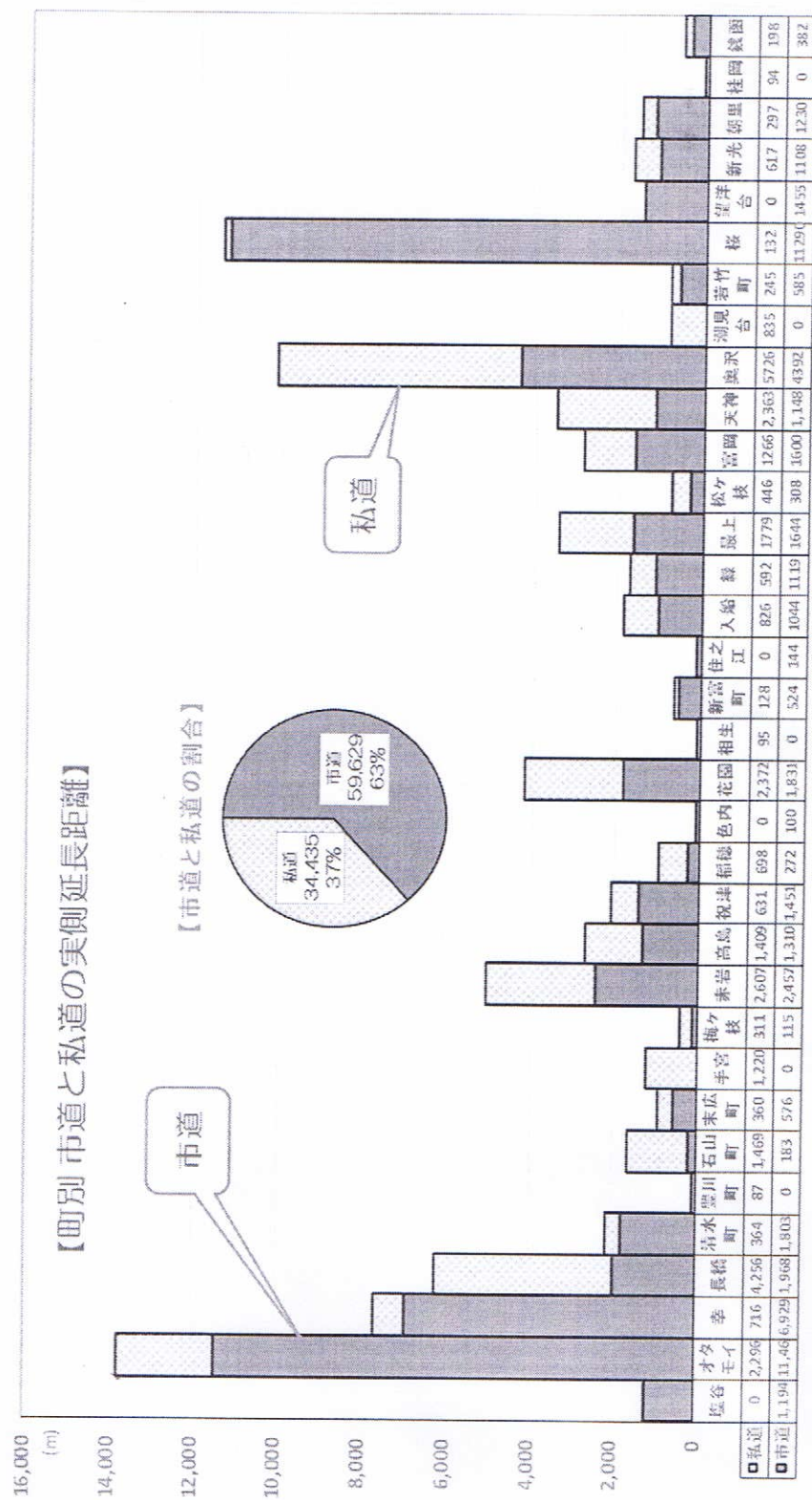
平成30年度 貸出ダンブ制度 市道と私道の延長について

	塩谷	オタモイ	幸	長橋	清水町	豊川町	石山町	末広町	手宮	梅ヶ枝	赤岩	高島	祝津	稲穂	色内	花園	相生	新富町
市道	1,194	11,467	6,929	1,968	1,803	0	183	576	0	115	2,457	1,310	1,451	272	100	1,831	0	524
私道	0	2,296	716	4,256	364	87	1,469	360	1,220	311	2,607	1,409	631	698	0	2,372	95	128
計	1,194	13,763	7,645	6,224	2,167	87	1,652	936	1,220	426	5,064	2,719	2,082	970	100	4,203	95	652

(m)

	住之江	入船	緑	最上	松ヶ枝	富岡	天神	奥沢	潮見台	若竹町	桜	望洋台	新光	朝里	桂岡	銭函	合計	備考
市道	144	1,044	1,119	1,644	308	1,600	1,148	4,392	0	585	11,290	1,455	1,108	1,230	0	382	59,629	63%
私道	0	826	592	1,779	446	1,266	2,363	5,726	835	245	132	0	617	297	94	198	34,435	37%
計	144	1,870	1,711	3,423	754	2,866	3,511	10,118	835	830	11,422	1,455	1,725	1,527	94	580	94,064	

図2-4



取組の方向性-「生活道路の排雪支援」

生活道路の排雪支援は、課題として「道路以外の雪の排雪についてのルールづくり」と「市の財政負担について、何らかの費用負担割合を設定すること」の2点がありますので、協働の取組として、図2-1に示す3つの方向性を持って、基本計画に位置付けたいと考えております。

図2-5 生活道路の排雪支援

- ・道路以外の雪の排雪へのルールづくり
- ・市の費用負担割合を設定



①「貸出ダンプ制度」の改善と継続

②「助成金制度」への移行

③「パートナーシップ制度」への移行

(2) 小型除雪機の購入等支援

北海道内での小型除雪機（10馬力程度）を活用した支援事例は表2-2のとおりとなっています。

協働の取組により、町内会等の団体が、歩道、生活道路および小中学校の通学路を小型除雪機を使用して、除排雪を行っています。

また、高齢者宅等の除雪（福祉除雪を含む）やゴミステーション回りの除雪に小型除雪機が使用されている例もあります。

本市においても、他都市と同様に、地域の御協力により、小型除雪機を活用した協働の取組を、新たに進めたいと考えています。

市内では、既に小型除雪機を使用して生活道路等の除雪をボランティアとして個人的に活動している方々の事例もあり、市が町内会等団体の小型除雪機の購入等の支援を行うことで、生活道路等の除雪を組織的に支えることが可能になるものと考えています。

表2-4

小型除雪機の活用事例（北海道内）

	購入 補助	借上 補助	貸出	燃料費	備 考
旭川市			○	○	原則2日以内（1シーズン2回まで）
帯広市	○	○	○		購入補助：1町内会に1台、補助金額 22万円以内 借上補助：借上費用の半額、48,000円以内
北広島市			○		1回7日を限度。継続可能
札幌市	○		○		購入補助：購入金額の1/2以内、上限50万円 貸出件数：40件 1団体あたり1台
函館市			○	○	町会、PTA、商店街等の団体 移動式融雪機、軽トラックも貸出
留萌市			○		移動式融雪機も貸出

※各市ホームページを参照、小樽市作成

（参考）その他 除雪機の活用事例（北海道内）

	購入 補助	借上 補助	貸出	燃料費	備 考
千歳市			○		ハンドガイド式ロータリー除雪車（18～22馬力）
紋別市			○	○	0.4m3タイヤショベル、軽油300ℓ

※各市ホームページを参照、小樽市作成



小型除雪機（10馬力程度）



生活道路の小型除雪機を使用した除雪作業

取組の方向性-「小型除雪機の購入等支援」

小型除雪機を活用した作業を、今後の協働の取組として採用するため、市が小型除雪機の購入等の支援を行うことを、基本計画に位置付けたいと考えております。

(3) 雪置場等の確保

道路管理者が除雪作業で使用する道路沿いの小規模な空き地を「雪押場（ゆきおしば）」、地域住民の皆さんが除排雪作業に使用する小規模な空き地を「雪置場（ゆきおきば）」と称していますが、その確保についても協働の取組を行いたいと考えています。

全国的な事例（表2-3）としては、「雪押場」と「雪置場」の確保にあたっては、協力いただける土地所有者等へのインセンティブ（報酬等）として、町内会が手続きの主体となっており、市からの補助金や固定資産税の一部減免等を行っています。

表2-5

「雪押場」、「雪置場」の確保について、参考事例

	名称	内容	補助金額等
帯広市	町内空き地利用制度	町内会が、町内の雪堆積場として使用するため、町内にある空き地を地主から借り受ける。	330㎡未満 10,000円 330㎡～660㎡ 15,000円 660㎡以上 20,000円
青森市	「市民雪寄せ場」の募集	住宅密集地域に空き地を所有されているかたが、冬期間、地域住民の雪寄せ場として土地を無償で町会へ貸付する。	固定資産税の一部減免
秋田市	地域住民用小規模耐雪場事業	住宅地内の空き地を地域住民用堆雪場として町内会・自治会に無償で貸付けする。概ね150㎡以上の土地	固定資産税の一部減免
盛岡市	より身近な雪置き場 (民有地の雪置き場利用)	土地所有者と町内会・自治会が土地使用賃借契約を結び、無償で町内の方の雪置き場として利用する。	固定資産税の一部減免
能代市	自治会等小規模雪捨て場事業	自治会等及び土地所有者が土地使用賃借契約を締結し、無償の賃借で使用する。	固定資産税の一部減免 上限40,000円

各市ホームページを参照、小樽市作成

取組の方向性-「雪置場等の確保」

道路管理者が除雪作業で使用する「雪押場」と地域住民の皆さんが除排雪作業に使用する「雪置場」を確保するため、その方策のひとつとして、他都市の事例などを参考に、新たな支援制度の研究を進めるとともに、空き地等の情報を共有し、連携と協力することを基本計画に位置付けたいと考えております。

(4) 福祉除雪等の推進

福祉除雪サービスは、玄関から公道までの幅1m程度の除雪等を行うものですが、その実施回数の推移を表2-5、図2-6に、ボランティア登録数の推移を表2-6に示します。

この事業の財源は、歳末たすけあい共同募金となっており、市民、町会等の皆さんの善意がこの活動を支えています。

さらに、除雪ボランティア登録数に注目すると、平成30年度は5団体(129人)、個人登録が4人となっております。

社会福祉協議会では、「除雪ボランティア講座」を新たな取組として開催するなど、除雪ボランティア登録数の確保に努めています。

福祉除雪を持続可能なものとするためには、除雪ボランティアの登録数を増やす必要があるものと考えています。

表2-5 福祉除雪実施回数の推移 (回)

	H26	H27	H28	H29	H30
除雪ボランティア	63	31	31	29	40
社会福祉協議会(職員)	74	64	98	148	95
業者委託	38	26	56	34	19
計	175	121	185	211	154

社会福祉協議会資料から作成

図2-6

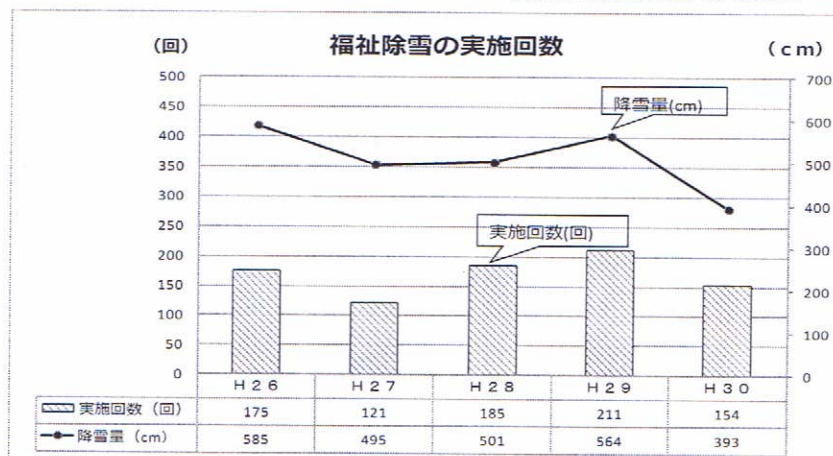


表2-6 除雪ボランティア登録数

	H26	H27	H28	H29	H30
団体数	8	6	6	6	5
団体登録人数(人)	386	269	378	330	129
個人(人)	1	6	2	3	4

社会福祉協議会資料から作成

取組の方向性-「福祉除雪等の推進」

今後の方向性は、次の3点を考慮しながら、社会福祉協議会と連携、協力を図ることを、計画に位置付けたいと考えています。

・取組① 除雪ボランティアの充実とPR活動

「除雪ボランティア講座」の開催など、PR活動を行う。

特に、平日の除雪ボランティア活動を支える個人登録数を確保したい。

・取組② 有償ボランティアの導入

現在、除雪ボランティアは無償での活動となっておりますが、将来的には有償による活動形態を検討。

・取組③ 町会等との連携と協力

除雪ボランティア活動における各地域の拠点として、町会館の駐車場等を使用することなどの検討。

(5) 雪に親しむ冬のイベントへの協力

本市では、毎年、2月上旬に開催される「雪あかりの路」に合わせて、各町会においても、スノーキャンドルを作成するなど、冬のイベントを行っています。

さらに、市内では、「スポーツの力で除雪問題を解決する」ことを理念として活動している「一般社団法人日本スポーツ雪かき連盟（小樽市稲穂2丁目）」が、国際雪かき選手権を、地域住民とイベント参加者の交流による地域コミュニティの活性化をテーマに実施しています。

「やっかいもの」と思われる雪を逆説的にいろいろと考えて、雪と親しむ冬のイベントを開催しており、これらのイベントは、地域コミュニティの輪を広げることや連携を強めることなどが期待されます。

雪に親しむ冬のイベントが、地域で支え合う雪対策への取組につながるように、主催する団体や町内会等との、連携協力、情報共有を図ります。

◆第6回 国際雪かき選手権 平成31年2月17日開催状況



狭い生活道路での除雪状況



仮装して、競技を楽しむ参加者

取組の方向性-「雪に親しむイベントへの協力」

雪に親しむ冬のイベントが、地域で支え合う雪対策への取組につながるように、主催する団体や町内会等との、連携、協力、情報共有を図ることを、基本計画へ位置付けたいと考えております。

3 地域の実情に応じた雪対策

(1) 地域の実情に応じた除排雪作業の工夫

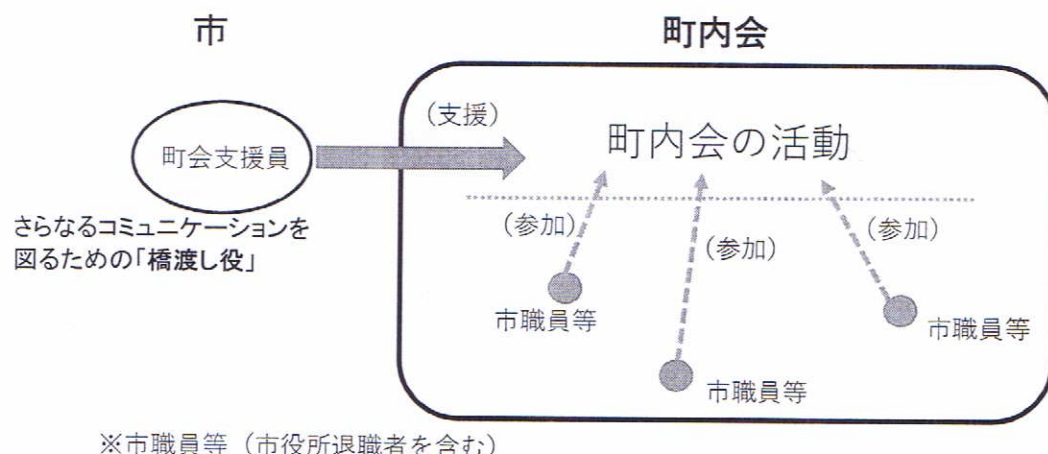
地域の実情は、様々であることから、市と町内会等団体（商店街等も含む）が、さらにコミュニケーションを図り、今後の雪対策を考えていく必要があるものと考えています。

そのための方策のひとつとして、例えば、町内会においては、市が派遣する町会支援員が橋渡し役となることで、市との意思疎通を図りやすい環境をつくることや、地域内に居住している市職員（退職者を含む）の町会活動への参加を促がすことなどの「きっかけ」になることを期待しています。

市は、町内会等団体と、除雪懇談会等を通じて、さらなるコミュニケーションを図ることで連携等を強め、協働の取組を進めることで、地域の実情に応じた雪対策を行っていくことが可能になるものと考えています。

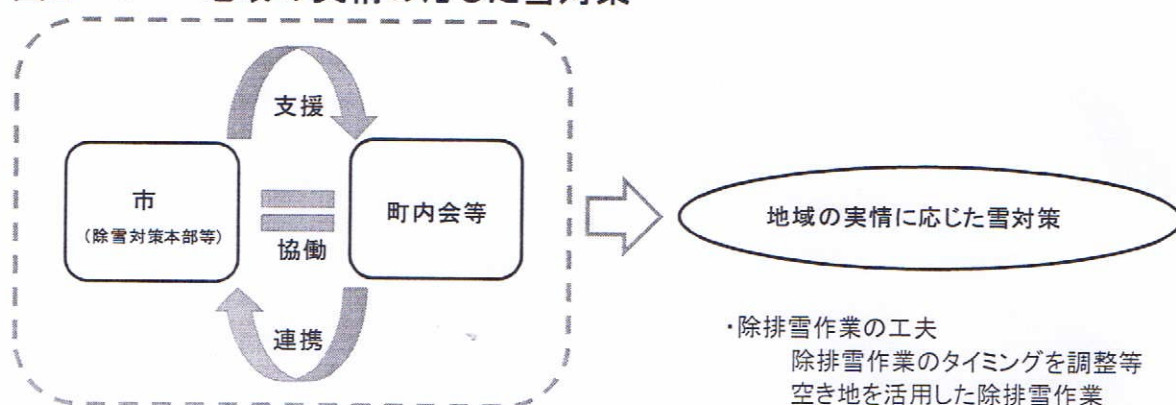
地域の実情に応じた雪対策とは、降雪による除雪のタイミングを夜間作業から日中の作業に調整することや、地域の小規模な空き地を活用した除排雪作業を行うことなどを、町内会等団体の皆さんと相談しながら、除排雪作業を工夫して行うことをイメージしています。

図2-3 ・町会支援員の活用イメージ図



※市職員等（市役所退職者を含む）

図2-4 地域の実情に応じた雪対策



取組の方向性-「地域の実情に応じた除排雪作業の工夫」

地域の実情は様々であることから、除雪懇談会等を通じて、地域の方々と相談しながら、除排雪作業を工夫して行う取組を、基本計画に位置付けたいと考えております。

(2) 観光に配慮した除排雪の推進

本市では、平成20年に「小樽観光都市宣言」が市議会において決議され、より質の高い時間消費型観光のまちを目指しております。

冬期間であっても、表2-7に示すとおり、多くの観光客が訪れていることから、商店街等と市が、連携・協力しながら、小樽駅から小樽運河につながる市道中央通線や堺町の市道本通線など、観光地における歩行者等の安全で安心な通行を、今後も継続して確保します。

表2-7

平成30年度 月別観光客入込客数

単位:千人

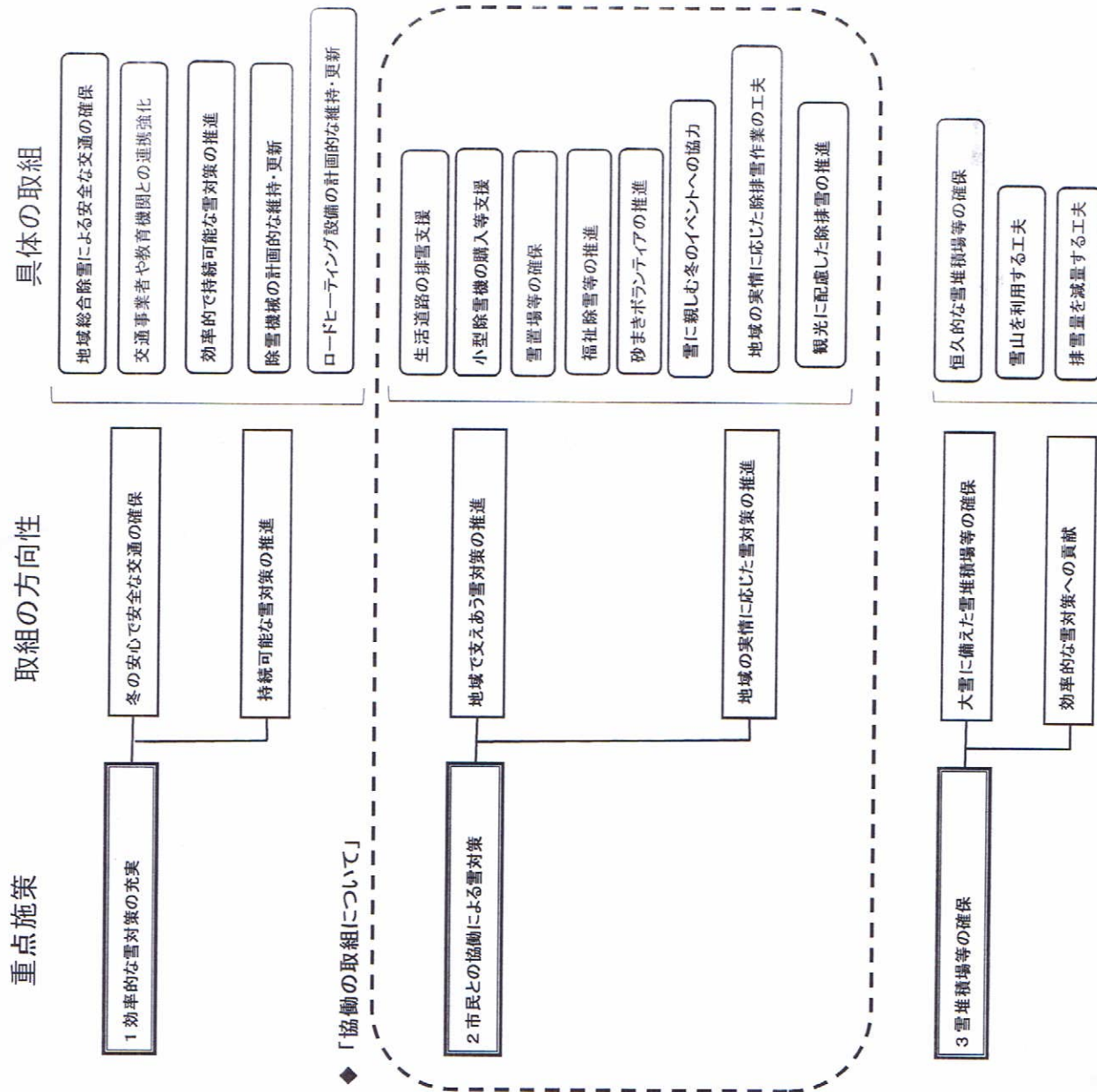
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
観光入込客数	506.4	604.1	683.9	844.0	865.5	451.0	572.5	487.2	689.3	689.6	815.3	605.4	7,814.2

取組の方向性-「観光に配慮した除排雪の推進」

「小樽観光都市宣言」の一助となるよう、「雪あかりの路」等の冬の観光イベントに配慮し、歩道や歩行者空間を確保することなど、観光に配慮した除排雪の推進を、基本計画に位置付けたいと考えております。

4 重点施策の体系(案)

雪対策基本計画の重点施策として3点の柱立てを行っており、
 各々の取組の方向性を右図のとおり、位置付けたいと考えております。



問い合わせ先
〒048-2672 小樽市塩谷2丁目10番5号
建設部 建設事業室 雪対策計画担当
TEL0134-26-0205 FAX0134-26-4469
E-mail kensetu-jigyo@city.otaru.lg.jp